

判決年月日	平成17年6月9日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成17年(行ケ)10342号		
<p>「FLAVAN / フラバン」が、商品の品質、原材料を表示するものであり、又は商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるとした審決を是認した事例。</p>			

(関連条文) 商標法3条1項3号、4条1項16号

本件商標は、「FLAVAN」の欧文字と「フラバン」の片仮名文字とを二段に横書してなるもの。フラバン(FLAVAN)とは、植物界に分布する物質であるポリフェノールに属する水溶性の植物性色素であるフラボノイド系に分類される一つの物質群であり、同じフラボノイド系に分類される物質群であるカテキンやイソフラボンなどと並んで、抗酸化性、抗ガン性、血圧上昇抑制作用等の効能を有する。

審決は、本願商標は、その指定商品中、ポリフェノールを含有する植物エキスを主原料とする商品に使用するときには、単に、商品の品質、原材料を表示するにすぎないものであり、前記商品以外の商品に使用するときには、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるのであるから、商標法3条1項第3号及び同法4条1項16号に該当し、商標登録することはできないとした。

本判決は、商標法3条1項3号の意義について、以下のとおり判示した。

「商標法3条1項3号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くとされているのは、このような商標は、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないとともに、一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠くものであることによるものと解される(最高裁昭和54年4月10日第三小法廷判決・裁判集民事126号507頁、判例時報927号233頁参照。)。この趣旨に照らせば、本件審決時において、当該商標が指定商品の原材料又は品質を表すものと取引者、需要者に広く認識されている場合はもとより、将来を含め、取引者、需要者にその商品の原材料又は品質を表すものと認識される可能性があり、これを特定人に独占使用させることが公益上適当でないとは判断されるときには、その商標は、同号に該当するものと解するのが相当である。」

その上で、本判決は、以下の理由から、本願商標が商標法3条1項3号及び4条1項16号に該当するとして、審決の判断を是認した。

「フラバン(FLAVAN)はポリフェノールの一種ということができるのであるから、本願商標の指定商品中、「ポリフェノールを含有する植物エキスを主原料とする粉末状・顆粒状・カ

「プセル状・液状の加工食品」及び「ポリフェノールを含有する植物エキスを主原料とする清涼飲料」に使用する場合においては、本願商標はその原材料又は品質を表示するものということができる。」

「我が国では、近年、高齢化社会の進展や生活習慣病の増加等を背景に、一般消費者の間にはいわゆる健康食品への関心が高まるとともに、これらの健康食品に含まれ、抗酸化作用、抗ガン作用、血圧上昇抑制作用等の効能を有するとされる成分や物質が注目を集め、これらの成分等を用いた新商品が次々と開発され、メディア等を通じて一般消費者に対して紹介や広告宣伝が行われているとの事実を認めることができる。」

「カテキンやイソフラボンと同様に抗酸化作用を有するポリフェノールの一種であるフラバン（FLAVAN）については、食品等の原材料として表示されることはまだ少ないながらも、インターネット上のホームページなどにおいて、「抗酸化ポリフェノールの一種」などとして現実に健康食品の原材料名として紹介されており、…本願商標が、近い将来、本願商標の指定商品の原材料又は品質を表すものとしてその取引者や需要者に認識される可能性はあるというべきである」

「そうすると、「ポリフェノールを含有する植物エキスを主原料とする粉末状・顆粒状・カプセル状・液状の加工食品」及び「ポリフェノールを含有する植物エキスを主原料とする清涼飲料」の原材料又は品質を表示したものである本願商標は、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであり、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないというべきである。」

「以上によれば、本願商標をその指定商品のうちポリフェノールを含有する植物エキスを主原料とする商品に使用するときには、商標法3条1項3号にいう「品質」又は「原材料」に該当し、商標登録の要件を具備しない」

「本願商標は、ポリフェノールに属するフラボノイド系化合物フラバンなる物質の名称を表すものであり、本件取引者・需要者にその商品の原材料又は品質を表すものと認識される可能性がある以上、本願商標を、その指定商品のうちポリフェノールを含有する植物エキスを主原料とする商品以外の商品に使用するときには、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるものというべきである。したがって、本願商標は商標法4条1項16号の「商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標」に該当し、商標登録を受けられない」